

入 札 公 告

洞川温泉ビジターセンター新築工事について、次の通り一般競争入札に付するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定及び天川村契約規則（昭和 39 年規則第 6 号）第 3 条の規定に基づき公告する。

なお、本案件は、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を定め、入札参加資格の審査を入札前に行い、当該資格を有する者により当該入札を行わせる条件付一般競争入札である。

令和 5 年 4 月 3 日

天川村長 車 谷 重 高

1. 競争入札に関する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工事番号 | 地政第 05-02 号 |
| (2) 工 事 名 | 洞川温泉ビジターセンター新築工事（建築工事） |
| (3) 工事場所 | 奈良県吉野郡天川村大字洞川地内 |
| (4) 工事概要 | 建築工事一式
（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）
構 造：木造平屋建一部鉄骨造（地下ピット含）
延床面積：854.97 m ²
建築面積：1,155.91 m ²
※その他詳細は仕様書等による。 |
| (5) 工事期間 | 天川村議会議決日 ～ 令和 6 年 3 月 25 日 |
| (6) 予定価格 | 金 549,593,000 円
（消費税及び地方消費税（計 10%）を含む。） |
| (7) 入札保証金 | 天川村契約規則第 4 条の規定による。（免除規定有） |
| (8) 契約保証金 | 天川村契約規則第 19 条の規定による。（免除規定有） |
| (9) 入札方法 | 郵便入札 |
| (10) 入札回数 | 1 回 |
| (11) 前払金 | 請求可 |
| (12) 最低制限価格 | 有 |
| (13) 議会の議決 | 要 |

2. 競争入札参加資格

天川村建設工事等競争入札参加資格を有する建設業者2者または3者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」という。）のいずれもが次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた建設業者が、この入札に参加することができる。但し、共同企業体構成員は、2以上の共同企業体の構成員として、この工事の入札に参加することはできないものとする。

共同企業体構成員の出資比率は、2者の場合はいずれも30%以上、3者の場合はいずれも20%以上であり、かつ、共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大または最大と同比率でなければならない。

(1) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けているものであり、かつ、奈良県内に本店を有するもので、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期限内にある直近のもの）の結果における建築一式工事についての総合評定値（P点）が900点以上の者であること。
- ③ 過去15年以内に官公庁等（国・地方公共団体・独立行政法人・公社・その他これに類似する法人をいう。）発注工事の元請けとして施工した次の完成実績（共同企業体としての施工実績は出資比率20%以上の場合に限る。）AとBを全て満たすこと。但し、AにBの実績が含まれている場合は実績要件を満たしているものとする。Bの実績については、官公庁等の発注に限定しない。

A 過去15年以内に延床面積800㎡以上の公共建築物の新築又は増築の実績

B 過去15年以内に延床面積500㎡以上の木造建築物の新築又は増築の実績

- ④ 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、国・奈良県及び天川村の指名停止等の措置を受けていない者であること。

(2) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件を満たす監理技術者又は、主任技術者をこの工事を行う期間中専任で配置できること。ただし共同企業体の代表者にあつては監理技術者を配置できること。

- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。
- ② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」の交付を受けているものであること。
- ③ 監理技術者にあつては、同種又は類似工事（(1)③の類似工事をいう。）の従事経験を有する者であること。
- ④ 競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

(3) 次に掲げるこの入札にかかる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 株式会社カイトアーキテクツ一級建築士事務所

所在地 大阪府大阪市中央区南船場 2-11-18-410

(4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

(6) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

3. 一般競争入札参加の確認の手続き

この工事の入札に参加しようとする建設業者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に競争入札参加資格確認資料「特定建設工事共同企業体協定書、経営事項審査結果及び設計業務受託者との関連を示す書類、工事实績報告書、配置予定技術者の資格・モラルに関する決意」（以下「資料」という。）を添えて天川村長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の配布

① 期 間

令和 5 年 4 月 3 日（月）から令和 5 年 4 月 17 日（月）

② 場 所

上記の期間、奈良県天川村 HP（行政情報ページ）からダウンロードにて入手可能。

<http://www.vill.tenkawa.nara.jp/>

(2) 申請書等の受付

① 期 間

令和 5 年 4 月 3 日（月）～令和 5 年 4 月 17 日（月）までの
午前 9 時から午後 4 時まで（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）
（正午から午後 1 時までを除く。）

② 場 所

〒638-0392

奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地

天川村役場 地域政策課

③ 申請書等の提出は、郵送に限る。

④ 提出先：〒638-0392 奈良県吉野郡天川村沢谷 60 天川村役場地域政策課 阪中宛
※封筒表に「競争入札参加資格確認申請書類在中」の記載をすること。配送方法は問わない。

⑤ 提出部数は、各 1 部とする。

⑥ 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。

(3) 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

競争入札参加資格の確認及びその結果については、令和 5 年 4 月 18 日（火）に通知する。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった建設業者は、その理由について説明を求めることができる。この場合は、令和 5 年 4 月 20 日（木）午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）にその旨を記載した書面を天川村地域政策課まで持参すること。競争入札参加資格の確認を得ることができなかった理由は、令和 5 年 5 月 2 日（火）に書面にて回答する。

(4) その他

① 提出された申請書等は、返却しない。また提出期限の日以降における申請書等書類の差し替え及び再提出は認めない。

② 指名を受けた共同企業体の構成員が入札執行までに第 2 の条件を満たさなくなった場合は、当該共同企業体に対し、入札辞退届を提出させ、又は提出したものとみなすことがある。

4. 仕様書等の入手、現場説明会の開催について

(1) 仕様書の入手

3 の手続により、競争入札参加資格の確認を受けた者は天川村地域政策課メールアドレス (chiikiseisaku@vill.tenkawa.lg.jp) に共同企業体代表企業が共同企業体名、件名（仕様書等の送付依頼について）を記入し、送信すること。また、送信した際には 11 に記載の問い合わせ先に連絡すること。

(2) 現場説明会

現場説明会は実施しない。

(3) 仕様書等について質疑がある場合には、質疑書（任意様式）を下記の期限までに工事名・会社名・質疑内容・連絡先・担当者等の必要事項を記入し、FAX にて提出すること。

① 日 時

令和5年4月27日（木）午前9時から午後4時まで

② FAX 送信先

天川村役場 地域政策課

(FAX) 0747-63-0329

(4) 質疑に関する回答は以下の通りとする。

① 回答日

令和5年5月2日（火）

② 回答方法

原則、全業者に FAX にて回答する。

5. 入札の方法等

(1) 入札の方法

入札の方法は、天川村契約規則に基づく郵便入札とする。郵送は簡易書留による郵送に限る。持参・宅配便・電報又は FAX 等によるものは一切認めない。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数ある時は、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を採用しており、その価格を下回った者は失格とする

(4) 入札の執行回数は 1 回を限度とする。

(5) 入札参加資格確認通知書において、入札参加資格を有すると認められた場合でも、書類の不備等により、本案件の開札日において入札に参加する者に必要な要件を充足しない者は、本工事の入札参加資格を取り消す。

6. 入札（開札）執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出

① 提出方法 簡易書留郵便

② 到着期限 令和5年5月29日（月）午後5時 必着

③ 提出書類 入札書 ※郵便入札説明書を確認すること。

④ 提出先 〒638-0392 奈良県吉野郡天川村沢谷 60 天川村長 車谷重高 宛

(2) 開札日時

令和5年5月30日（火）午前10時

(3) 開札場所

奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地
天川村役場 山村開発センター2F 202 会議室

(4) 開札立会

本入札の開札には競争入札参加資格を有すると認められた共同企業体毎に1名の立会を別途依頼する。

7. 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札者心得又は入札条件に違反した入札は、無効とする。

8. 入札保証金及び契約保証金

天川村契約規則（昭和 39 年 3 月 31 日 天川村規則第 6 号）に定めるところによる。

9. 落札者の決定方法

最低制限比較価格以上で、入札書比較価格以内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

10. 本契約の成立.

この工事の契約については、天川村議会の議決を要するので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

11. 問い合わせ先

不明な点は下記に問い合わせること。

奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地
天川村役場 地域政策課 担当：阪中
電話（代表）0747-63-0321（内線 151）
FAX 0747-63-0329

12. その他

詳細は入札説明書による。